

財務局「工事現場環境改善」実施要領

制定 令和8年3月10日 7財建技第334号

1 定義

監督員（発注者）及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。

ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。

2 目的

工事を円滑かつ効率的に進めるため、計画的に工事を履行しつつ、非効率なやり方の工事現場環境等を改善し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

3 対象工事

財務局起工案件の土木工事、土木設備工事（災害復旧工事、維持工事等、緊急を要する場合を除く）

4 取組内容

土日、深夜勤務等を抑制するために、以下の取組を設定し、工事現場環境の改善を行う。

(1) 標準項目

- ① 依頼日、時間及び期限に関すること
- ② 会議、打合せに関すること
- ③ 業務時間外の連絡に関すること

(2) 追加項目

その他について、受発注者間において確認の上、決定してもよい。

5 進め方

- (1) 受注者によって、勤務時間、定時退社日などが異なることから、柔軟性をもった取組とすること
- (2) 工事の進捗に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施しつつ、取組を行うこと
- (3) 施工計画書に取組内容を記載すること

6 参考（取組例）

- (1) 依頼日、時間及び期限に関すること
 - ① 休日、ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない
- (2) 会議、打合せに関すること

- ① 業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない（具体的な時間を設定）
- ② 打合せはWEB 会議等の活用に努めること
- (3) 業務時間外の連絡に関すること
 - ①業務時間外に回答が必要となるような連絡を行わない（情報共有システム、メール等含む）
 - ② 受発注者間で勤務時間、ノー残業デーを情報共有すること

7 適用

本要領は、令和8年4月1日以降起工（決定）する案件に適用する。